第3章 自然環境及び地球環境の保全

第1節 自然環境の保全

1 基本的方向

自然環境の保全は、自然が有する浄化機能や緩衝機能などの観点から、公害の防止を 図る上で重要な施策である。

したがって、本計画による各種施策の実施や適正かつ合理的な土地利用により自然環境の保全・改善を図る必要がある。

また、施策の実施に際しては、自然環境への影響をできるだけ小さくするように努めるとともに、自然環境に影響を及ぼすおそれのある場合は、法律や条例に基づいて環境 影響評価を行い、適切な配慮を行うものとする。

2 施策の実施に伴う自然環境への変化を最小限にとどめる配慮

当地域を含む本県には環境省のレッドデータブックで絶滅のおそれがあるとされる野生動植物が生息・生育しており、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律等に基づき、これらの野生動植物の保護に努めるとともに、道路、河川等の社会資本整備事業や各種開発行為の実施に際しては環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例に基づき、地域の特性に応じた生物の生息・生育地の保護や景観の保全などのため、自然環境への影響を最小限にとどめるように努める。

3 自然環境に多き変化をもたらした場合の復元方法について

各種開発行為等の施策の実施により貴重な野生生物の生育地等の自然環境に影響を及ぼした場合については、必要に応じて学識経験者等専門家の意見も踏まえながら、生態系の質の低下を回復させるなど自然環境の適切な保全について配慮がなされるよう努める。

第2節 地球環境の保全

1 基本的方向

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題は、地球規模の問題であるとともに、日常生活や地域の事業活動の結果として引き起こされている問題でもある。 さらに、地域で実施する二酸化炭素の排出抑制対策やオゾン層保護対策は、環境負荷の低減を通じて地域の公害防止に資する施策でもあることから、地球環境保全に係る施策の実施に努めるとともに、地域環境保全に資する公害防止施策の実施に努める。

2 地球規模の環境保全

(1)地球温暖化の防止

化石燃料の大量消費という人類の営みにより、温室効果ガスの濃度が上昇し、地球 規模の温暖化が進行している。その進行を食い止めるには、省資源型・省エネ型のラ イフスタイルへと変革するとともに、社会経済システムを脱温暖化型の持続可能な形 に変えていくことが求められる。

本県は、京都議定書の発効などの国際社会や我が国の動きを踏まえ、待ったなしの行動計画として、平成17年1月に「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、25の重点施策を掲げて取組の推進を図っている。中でも、事業者の自主的取組の促進を図る「CO2マニフェスト作戦」、太陽エネルギー利用施設等の普及促進を図る「ソーラーミリオン作戦」など、9つの先進的・先導的取組については、「あいちecoモデル」として地域から全国に発信している。

この戦略に基づき、県民、事業者、民間団体、行政が連携して、地域における地球 温暖化防止の取組を推進する。

(2) オゾン層の保護

国際的なオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びこの条約に基づくオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書が採択され、オゾン層破壊物質の規制が始まることとなった。日本では、ウィーン条約とモントリオール議定書の採択に併せて、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)を制定し、オゾン層破壊物質の生産や輸出入規制、排出抑制の努力義務などが取り決められた。また、フロン類回収・破壊に関する法律として特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(フロン回収破壊法)、使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)が施行され、適切なフロン類の回収・破壊に努めることとしている。

愛知県では、関係団体、事業者、地方自治体等と調整を図って設立された「愛知県フロン回収・処理推進協議会」と協力して、街頭キャンペーンや推進大会の開催等により、県民に対してフロン回収の意義について啓発活動に努めるとともに、愛知県と

愛知県フロン回収・処理推進協議会の間で「災害時のフロン回収に関する協定」を平成17年4月に締結し、災害時におけるフロン回収の協力体制を確立した。一方、県有施設においては、「県有施設等に係るフロン等対策暫定指針」を定め、大型冷凍設備、公用車のエアコン、消火設備について、フロンの回収及びフロン等を使用しない設備の導入等を進めることとしており、特定フロン回収・処理の推進など、オゾン層保護対策の推進を図ることとしている。

また、平成19年10月より、フロン回収・破壊法が改正施行され、行程管理者制度の 導入、知事の指導権限強化が盛り込まれていることから、更なるフロン回収率向上の ため関係者への啓発、指導を徹底することとする。

(3)酸性雨対策

酸性雨の原因といわれている硫黄酸化物及び窒素酸化物の排出量を抑制するため、 工場・事業場に対する法及び条例に基づく立入検査や自動車排ガス対策等を実施し、 その徹底を図る。

酸性雨対策を適正に実施するための基礎資料として、愛知県では昭和52年から酸性雨モニタリング調査を定期的に行い、実態把握のためにモニタリングを継続する。

第4章 各主体の自主的積極的取組に対する支援施策

第1節 施策の基本的方向

環境保全を図るためには、社会・経済活動に携わるすべての主体が、公平な役割分担の もとで、環境への負荷をできる限り少なくする行動に自主的に参加することが必要である。 このため、県民、事業者、行政といった各主体の役割を明確にするとともに、各主体の 自主的積極的な行動を促進するため、環境教育・環境学習の推進や環境情報の提供を進め ていく。

また、行政機関において、事業者、消費者としての立場から環境保全に向けた取組を率先して実行していく。

第2節 各主体の取組

1 地方公共団体の取組

県は、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合的調整を図るなど環境の 保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。

市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定・実施するとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力する。

2 事業者の取組

事業者は、従来からの公害の防止、自然環境の保全に必要な措置を講ずるとともに、 その事業活動に係る製品等が使用され又は廃棄することによる環境の負荷の低減に資す るよう努める。さらに、事業活動に関しごみの減量やリサイクルの推進を始め環境の保 全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境保全施策に協力する。

3 住民の取組

住民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常的に伴う環境の負荷の低減に 努めなければならない。また、ごみの減量やリサイクルの推進を始め環境の保全に自ら 努めるとともに、県又は市町村が実施する環境保全施策に協力する。

4 民間団体の取組

住民や事業者等により組織された様々な民間団体が環境保全活動に自主的に取り組んでおり、環境の保全と創造に大きな役割を担っている。今後も、地方公共団体の行うNPOなどの民間団体は、各主体がパートナーシップを形成していく上で、重要な役割が期待される。

第3節 環境教育・環境学習等の推進

1 環境教育・環境学習の推進

今日の環境問題に適切に対応し、持続可能な社会を構築していくためには、県民一人ひとりが、環境保全の意欲を高めることにより、環境に配慮し、行動できる能力を身につけるために必要な環境学習を推進することが重要とされていることから、平成17年1月に策定した「愛知県環境学習基本方針 - 720万県民のエコ協働プログラム2010 - 」に基

づき、各種の環境教育・環境学習事業を推進していく。

(1)学校における環境教育の推進

学校教育の中で次の指導方針に基づき、社会科(高等学校においては、地理歴史科 又は公民科)理科、生活科、保健体育科等の関係教科及び道徳、特別活動、総合的な 学習の時間など、それぞれの目的に即して、環境教育を取り上げていく。

- ・ 環境問題に関心を持たせ、環境に対する人間の責任と役割を理解させ、環境の保 全に主体的に取り組む態度と能力を育てる。
- ・ 幼児期・児童期から自然とふれ合う機会を多く持たせ、自然体験を通して豊かな 感受性や創造性を育てる。さらに、発達段階を考慮しながら児童生徒の興味・関心 と生活体験を軸に、身近な事象の中から問題を見つけ、意欲的に問題を解決してい こうとする態度と能力を育てる。
- ・ 自然環境の状況は、地域によって異なる。地域の実態に合った身近な問題を取り上げ、具体的な活動を通して学習できるように工夫する。さらに、生涯学習として発展させていくために、学校、家庭、地域社会との連携の中で継続して展開していく。

(2)環境学習の推進

- ・ 愛知県環境学習基本方針に基づき、環境学習を効果的に推進するためのプログラムづくり・人づくり・ネットワークづくりを全県的に行っていく。
- ・ 平成18年度に整備する環境学習プラザを環境学習の総合的な拠点施設として、各 種の環境学習事業を実施していく。
- ・ 平成14年度に開設した「あいちエコカレッジネット」や平成18年度に開設する「環境学習情報ライブラリー」等で、インターネットを利用して環境学習に係る様々な情報を提供することにより、県民が学校や家庭、地域等において自発的に環境学習に取り組むことができるよう支援していく。
- ・ 県民の「こどもエコクラブ」活動への参加を促進するとともに、交流会や研修会 などを開催して活動を支援していく。

2 環境情報の提供

- ・ 環境白書において県内の環境の状況及び環境保全施策を公表するとともに、大気 や公共用水域の環境測定結果の公表、生活排水対策に関する啓発資料の配布を実施 し、環境情報の適切な提供が住民、事業者、行政の各主体における環境保全に関す る具体的な活動を支援している。
- ・ 平成8年度に県のホームページ内に開設した「あいちの環境」や平成14年度に開設した「あいちエコカレッジネット」、平成18年度に開設する「環境学習情報ライブラリー」を通じて、県民に対し引き続き環境情報を提供していく。

第5章 計画の効果的実施

第1節 計画の推進体制と各主体の連携

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、国の関係機関、県の関係部局、関連する市からなる推進体制を強化する。当該組織を通じ、計画推進主体間の連携を図るとともに、相互体制の協力に努め、計画の効果的な推進を図る。

2 各主体との連携

本計画の実行を期すためには、国、県、市町村はもとより、事業者及び地域住民の協力が不可欠であることから、次の協力体制の確保を図る。

(1)関係部局との連携

国の関係機関、県の関係部局及び市町村と密接な連携を図り、相互協力体制のさらなる強化に努める。

県の公害行政組織は、図5-1-1、対象地域の市町村の公害防止計画の担当課は表5-1-1のとおりである。

また、県の環境保全関係協議会等の状況については、表5-1-2のとおりである。

(2)事業者との連携

県は、表5-1-3のとおり当地域内の主要企業と、また、市は表5-1-4のとおり公害防止協定を締結している。今後ともこの協定に基づき、事業者に対し必要に応じて公害防止対策の推進について協力を求め、協力体制の強化を図るとともに、適切な指導を行う。

(3)住民との連携

地域住民に対しては、県及び市町村の広報活動を通じて計画の趣旨を明らかにし、理解と協力を求める。

第2節 経費の概要

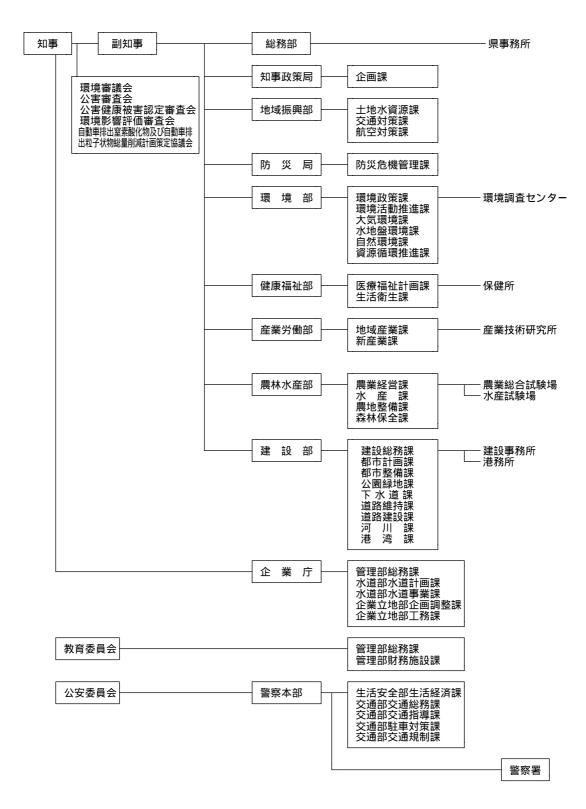
本計画に基づく平成18年度から平成22年度までの5か年に要する経費は概ね次のとおりである。

事業者が事業活動による公害を防止するために講じる措置に要する経費は、約307億円と見込まれる。

地方公共団体等(県、市等)が主体となって講じる措置に要する経費は、公害対策事業については約3,062億円、公害関連事業については約1,293億円と見込まれる。

なお、本計画の事業の施行にあたっては、経済情勢及び国、地方公共団体の財政事情のすう勢、変動並びに各種長期計画及び事業相互間の整合性等に配慮するものとする。

図5-1-1 県の公害行政組織(平成18年4月現在)



(資料)環境部調べ

表 5 - 1 - 1 公害防止計画地域内市公害対策担当課

市町村名	担当部局
名古屋市	環境局公害対策課
豊橋市	環境部環境保全課
岡崎市	環境部環境保全課
瀬戸市	市民生活部環境課
碧南市	経済環境部環境課
安城市	経済環境部環境保全課
蒲郡市	産業環境部環境課
小牧市	環境部環境保全課
東海市	環境経済部生活環境課

(資料)環境部調べ

表5-1-2 環境保全関係協議会等の状況

A7 14	+# *
名 称	構成
あいち環境づくり推進協議会	愛知県、事業者団体及び民間団体
愛知県環境対策推進会議	県庁内関係部局
環境保全推進地域連絡会議	愛知県、関係市町村及び環境保全推 進員
愛知県揮発性有機化合物排出抑制対策 推進協議会	愛知県、名古屋市、豊橋市、 岡崎市、豊田市及び事業者団体
あいち新世紀自動車環境戦略会議	国、愛知県、関係市町村、事業者団 体及び民間団体
愛知県道路交通騒音対策推進協議会	国、愛知県及び名古屋市
愛知県伊勢湾浄化対策会議	県庁内関係部局
三河湾浄化推進協議会	愛知県、関係市町村等
油ケ淵水質浄化促進協議会	愛知県、碧南市、安城市、西尾市 及び高浜市
濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱推進 協議会	国、愛知県、岐阜県、三重県及び 名古屋市
愛知県地盤沈下対策会議	県庁内関係部局

(資料)環境部調べ

表5-1-3 県の公害防止協定締結状況

締結年月日	対 象 工 場	関係市町村
昭和46年9月14日	新日本製鐵株式会社名古屋製鐵所	東海市
昭和49年11月7日	大同特殊鋼株式会社知多工場	東海市
昭和49年11月7日	愛知製鋼株式会社知多工場	東海市
昭和62年8月25日	中部電力株式会社碧南火力発電所	碧南市、安城市、 西尾市及び高浜市

(資料)環境部調べ

表 5 - 1 - 4 市別公害防止協定締結事業所数(平成18年4月1日現在)

市名	総数	農業等	鉱業	建設	食料品	衣服・繊維	木材·木製品	紙・パルプ	化学	石油·石炭製品	ゴム・皮革	窯業·土石	鉄鋼	非鉄金属	金属	機械	電気等供給	産廃処分	その他
名古屋市	31				2	2	3		6			3	5	1	1	6	2		
豊橋市	108				2	2	7	3	4	1	1	6		1	7	21	1	1	51
岡崎市	130	2		5	5	4			14			14		9	17	31	1	10	18
瀬戸市	80		2				1	2	5			17		1	11	15		9	17
碧南市	135			10	4	1		2	2	1	1	17	13	5	7	27	3	3	39
安城市	50	1			5		1	2	8					1	9	22	1		
蒲郡市	8					1			3									2	2
小牧市	24			2			1	1	2		3	3		3	2	7			
東海市	19								2			1	4		1				11
合計	585	3	2	17	18	10	13	10	46	2	5	61	22	21	55	129	8	25	138

(資料)環境部調べ

第3節 各種計画との連携

1 環境保全計画との連携

本計画は、他の環境保全に関する諸法定計画等との整合性が図られるよう配慮するものとする。

特に、「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」、「化学的酸素要求量・窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」などについて、その的確かつ円滑な実施が図られるよう配慮する。

当地域において策定されている環境保全に関する諸計画の概要は、表 5 - 3 - 1のとおりである。

表5-3-1 環境保全に関する諸計画の概要(愛知県策定)

		策定・	
区分	計画等名	施行年月	概 要
	愛知県環境基本計画	H14.9	愛知県環境基本条例に基づき21世紀初頭における 環境保全・創造に関する施策の方向を示した計画。 長期的な取組については21世紀の第1四半世紀を 目途に、短中期的な取組については2010年度を目途 に施策を展開していく。 地球環境保全を進めるため、県民、事業者、行政が 一体となって取り組む地球市民としての21の行動
環			を示したもの。地球サミットで採択された「アジェンダ21」に定める行動を地域において具体化した計画。
境保全全般	愛知県庁の環境保全のための行動計画 - あいちアクションプラン - (地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく実行計画)	H10.3	愛知県環境基本計画において目指す、環境負荷の継続的な低減を図るとともに、持続的発展が可能な「あいち環境社会」の実現のための、県自らの率先行動を定めた計画。また、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する、「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」として定めた計画。
	愛知県環境物品等の調達の 推進を図るための基本方針	H13.12	グリーン購入法に基づき、グリーン調達の推進を図るため、県が毎年度策定する環境物品等の調達方針に係る基本的事項を定めた基本方針。
	愛知県環境学習基本方針	H17. 1	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律に基づき、県民一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組む能力を身につけるために必要な環境学習の推進に関する方向性や具体的取組を定めた基本方針。
大気保全関	あいち地球温暖化防止戦略 (地球温暖化対策の推進に 関する法律第20条の規定に 基づく愛知県地球温暖化対 策地域推進計画) (県民の生活環境の保全等 に関する条例第72条の防止 に関する計画)	H17.1	地球温暖化対策推進法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、本県の地球温暖化対策を推進するため、県内から排出される温室効果ガス排出量の目標量、目標を達成するための方策等を定めた計画。(目標年度:平成22年度)
係	あいちエコエネルギー導入 ビジョン	H9.3	地球温暖化防止対策の1つとして、新エネルギーの 導入促進を図るため、国の「新エネルギー導入大綱」 に基づき、新エネルギー導入にあたっての具体的な 施策等を定めたガイドライン。

		策定・	
区分	計画等名	施行年月	概要
大	あいち新世紀自動車環境戦 略	H14.10	「人が安心して快適に生活できる自動車環境」の実現を図るための本県の特色を活かした総合的な自動車環境対策(目標年度:平成22年度)
気 保 全	愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質(NOx・PM)総量削減計画	H15.7	自動車NOx・PM法に基づき、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するため、各種自動車環境対策を総合的かつ強力に推進するための計画(目標年度 二酸化窒素:平成17年度、浮遊粒子状物質:平成22年度)
係	愛知県における道路交通騒 音対策に係る取組方針	H8.5	県内の道路交通騒音の深刻な路線・地区における道路交通騒音対策として、路線・地区の個別対策及び広域的な対策の推進、各種施策の実施主体と連携等を定めた取組方針。
水	化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(愛知県)	H14.7	水質汚濁防止法に基づき、生活排水、産業排水、その他の汚濁発生源から、伊勢湾に流入する水の汚濁 負荷量を削減し、伊勢湾の水質改善、環境基準の達成を目指すため、必要な各種施策を定めた計画。 (目標年度:平成16年度)
小質 保全 関	生活排水対策に関する基本 方針	H15.10	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項、市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項、その他生活排水に関し必要な事項を定めた基本方針。
係	流域別下水道整備総合計画	H17.3 (名海域) H16.10 (知美湾)	下水道法に基づき、水質環境基準達成のための当該流域に係る下水道の整備手法を定めた総合的な計画。愛知県では、名古屋港海域等流域別下水道整備総合計画、知多湾等流域別下水道整備総合計画を策定。
	愛知県ごみ焼却処理広域化 計画	H10.10	「ごみ処理焼却処理施設広域化」の推進を図るため の計画。(計画期間:平成10~19年度)
	愛知県廃棄物処理計画	H14.9	廃棄物処理法に基づき、循環型社会を実現するため、廃棄物の発生抑制、循環的な利用、適正処理を推進するための基本計画。(計画期間:平成14~18年度)
廃	あいち資源循環型社会形成 プラン	H15.3	循環型社会の形成に向けた県民・事業者・行政の役割と取組の方向を示す。(目標年度:平成22年度)
棄 物 関	あいちエコタウンプラン	H16.9	地域の特性を踏まえ、効率的で先導的なリサイクル施設の整備と循環ビジネスの普及・振興によって、環境と調和したまちづくりを推進するための計画。 (目標年度:平成22年度)
係	愛知県ポリ塩化ビフェニル 廃棄物処理計画	H16.12	PCB特別措置法に基づき、県内(豊田市内分を除く。)に保管、使用されているPCB廃棄物の適正な保管、確実かつ適正な処理を計画的に進めるための計画。(計画期間:平成16年12月~平成28年7月)
	愛知県分別収集促進計画(第 4期)	H17.9	容器包装リサイクル法に基づき、市町村の行う容器 包装の分別収集が円滑に推進されるよう各種施策 を定めた計画(計画期間:平成18~22年度)
自然環境保	自然環境保全等基本方針	S49.3 (改正 H12.3)	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然環境を適正に保全し、及び県土の緑化を推進するために定めた基本方針。
保全関係	第 4 次愛知県緑化計画	H10.10	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく、緑化の推進を図るための計画。基本目標である「多様な緑に育まれる豊かなあいち」の実現を目指す。(目標年度:平成22年度)

2 防災型都市づくりに向けた取組

(1)災害による環境汚染の予防

当地域は、臨海部には鉄鋼業や電力業、内陸部には輸送用機械製造業など工場、事業場が多数立地するとともに、人口も集中しており、万一の災害時における油、化学物質、廃棄物等の流出等地域社会やその環境に与える影響は極めて大きい。このため、災害時におけるこれらのリスクを極力低減する必要がある。

したがって、災害発生時における環境汚染等の被害を防止するため、予め応急措置体制の整備を図るとともに、その防止の観点から地域防災計画に基づき、防災都市づくりに寄与するよう配慮するものとする。

具体的には、建築物の不燃化を促進するため、都市計画の用途地域制度に基づく土地利用の純化や防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を進めるとともに、防火空間の整備として、緑地の確保、公園、街路等の都市施設の整備を促進し、都市全体の安全性の向上に努める。また、下水道施設への被害は住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、河川や海域の水質汚濁を招くため、ポンプ場、終末処理場などの処理施設に被害があった場合には、機能回復を図るための応急措置を優先的に講ずる。さらに、災害時の石油コンビナートの事故による流出油対策については、地域防災計画、石油コンビナート等防災計画に基づき対処するとともに、応急用資材の整備等に努める。

今後、当地域において進められる災害に強い街づくりに際しては、公害防止施策等が密接な関連を有することから、本計画においてもこれらに公害防止施策等が寄与するよう配慮するものとする。

(2)大規模災害時におけるがれき・震災廃棄物対策に向けた取組

大規模災害時には、被災した建築物の解体・撤去により発生したがれきや、各家庭・ 事業所から地震によって発生したいわゆる震災廃棄物が大量発生すると想定される。 (想定東海地震・東南海地震連動型の場合、がれき発生量は13,000千トン)

また、上下水道が被災した場合には住宅等の便所が使えないことから、簡易便所等を用いたし尿の処理が必要となることも想定される。

震災廃棄物の処理については平常時の処理可能量を遥かに上回る発生量のため処理 に長期間を要したり、更に処理施設が被災した場合には処理が困難となる可能性もあ る。

従って、大規模災害時には大量に発生したがれき・震災廃棄物の処理を迅速にする ため県をはじめ市町村や関係機関と連携して取り組む必要がある。

具体的には、厚生省(当時)が策定した「廃棄物対策指針」(平成10年10月)に基づき、県及び市町村ではそれぞれ震災廃棄物処理計画を策定するとともに、処理に関する相互協定等に基づき、廃棄物発生量の推計、連絡体制の確認、処理業者の確保及び応援調整等処理に必要な訓練を実施する。

第4節 計画の進捗状況の点検

本計画は、平成18年度から平成22年度までの5か年計画であり、第1章に掲げた計画の目標を概ね達成させるため、第2章に掲げた達成目標が計画期間内に達成されるよう努めるものとし、第2章から第5章までに掲げられた施策等を強力に推進する。

そして、施策の進捗状況及び環境の状況等を把握するため、毎年度の現況調査、計画の中間年度の中間点検を実施して問題点・課題を抽出し、幅広い方法で施策の再点検を行う。

また、計画終了時において最終報告を行い、適切な進行管理とともに明確な分析評価を実施する。

1 計画の進行管理

(1)進行管理の流れ

施策の効果的な推進を図るため、毎年度、環境質及び施策の進捗状況の把握を行い、中間年度の平成20年度(3年度目)及び最終年度の翌年の平成23年度(6年度目)においては、目標の達成状況等に係る点検を実施する。進行管理の流れは、図5-4-1のとおりである。

(2)計画の現況調査(毎年度)

各年度において、環境質の状況及び本計画に掲げられた施策の実施状況を把握する とともに、実施が遅れている施策を中心に問題点や課題を抽出し、施策の効果的な実 施に向けての改善を図る。

(3)計画の中間点検(中間年度)

計画の中間年度においては、平成18年度から平成19年度までの施策の実施状況を踏まえて、本計画に掲げられた各種施策の進捗状況や環境質の状況等について、中間点検を実施するとともに、それらの結果を踏まえ、施策の実施・運用等に関する再点検を行う。

また、環境基準の達成期間等にも十分配慮することとし、環境基準の達成実績等を踏まえ、必要な公害防止施策を検討し、推進していくこととする。

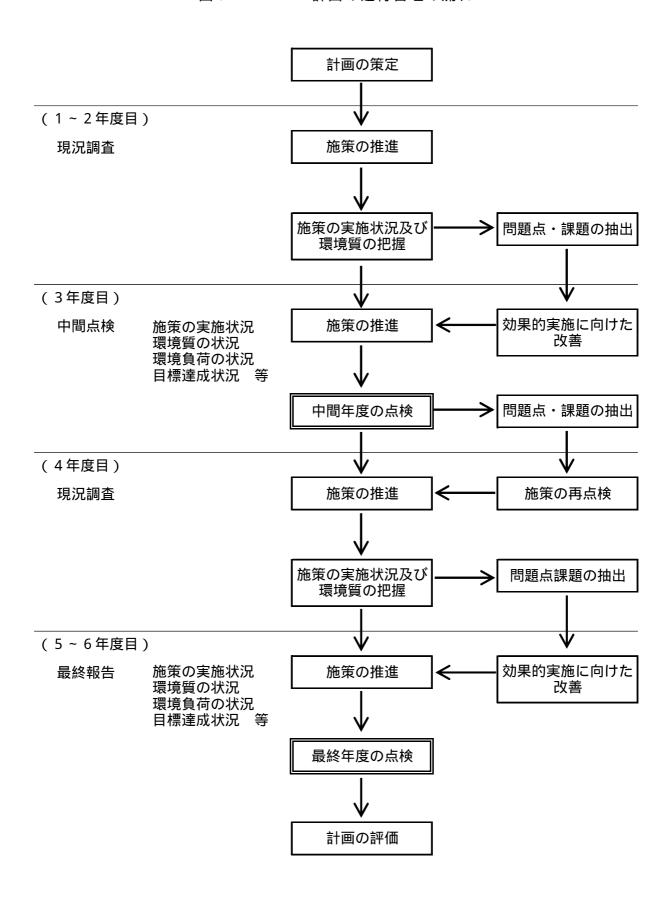
(4)計画の最終点検(計画期間終了の翌年)

5年間の計画期間を経て、計画に掲げられた達成目標がどれだけ達成されたか、そして、様々な施策がどのような効果をあげ、どういった問題点があったか等、分析評価を行い、今後の公害防止施策の推進に役立てる。

2 進捗状況の評価

計画の進捗状況の評価については、計画目標の達成状況及び計画期間内の達成目標に 関する評価を行う。このとき、単に環境基準等の達成状況のみではなく、環境負荷削減 量の推計や施策効果の比較等様々な尺度で評価を行うことが重要である。

図5-4-1 計画の進行管理の流れ



資料編 地域の概況

第1節 自然環境

1 地 形

当地域は、愛知県の区域の内西は名古屋市から、東は豊橋市までの区域で、北は岐阜県、東は静岡県に隣接し、南は伊勢湾、三河湾及び太平洋に面している。

当地域の西部は、木曽川によって形成された濃尾平野、その北東や東には、緩やかな地形の尾張山地や尾張丘陵が広がっている。

また当地域の東側は、三河湾に注ぐ矢作川が貫流し、その下流域に岡崎平野が広がっている一方その東に、豊川が三河湾に注いで豊橋平野を形成している。

当地域の総面積は、1,372km2で県面積の約26.6%である。

2 気象

気候は、一般に温暖で、夏期多雨、冬期少雨型であり、東南部は海洋性気候である。 地域内の名古屋気象台における年間の平均気温は15.4 であり、降水量は、年間 1,565mmである。

風向は、年間で北北西の風が卓越し、夏期には南よりの風が、秋期、冬期、春期には 北西の風が卓越している。年平均風速は2.9m/secである。冬期には伊吹おろしと呼ばれ る季節風が吹く。(数値はいずれも平年値)

3 水象

(1)河川

当地域を流れる主要水系は、一級水系として豊川、矢作川、庄内川、二級水系として天白川、日光川等がある。

豊川は、三河山地に源を発し、豊橋平野の中央部を流れて三河湾東部に注いでいる。同じ三河湾東部に注ぐ河川には、他に梅田川、佐奈川等がある。

矢作川は、長野県下伊那郡の木曽連峰に源を発し、岡崎平野の中央部を流れて三河湾西部に注いでいる。矢作川水系には、乙川、鹿乗川等がある。

庄内川は、岐阜県恵那市に源を発し、名古屋市内の市街地周辺を流れて伊勢湾に 注いでいる。庄内川水系には、新川、堀川等がある。

(2)湖沼

当地域の代表的な湖沼は、碧南市と安城市の市境に面積約64haの油ケ淵がある。油ケ淵は本県唯一の天然湖沼であり、稗田川、長田川、半場川、朝鮮川が流入し、高浜川、新川を経て衣浦湾に注いでいる。

(3)海域

当地域が面する伊勢湾は、面積が2,342km²(うち三河湾は604km²)、平均水深が17mと面積に比して浅い湾であり、湾口の伊良湖水道は狭いことから、外海との水の交換に時間がかかり、水質汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖性水域となっている。

伊勢湾の潮流はほぼ地形に沿い、上げ潮時は湾口から湾奥へ、下げ潮時は湾奥から湾口へ反時計回りに流れるが、三河湾は季節や水深により複雑に変化する。

4 動植物

(1)植物

本県では植物の内、維管束植物が約3,330種、コケ植物が約450種確認されている。 植生はほとんどが照葉樹林帯に属しているが、平野部は古くから宅地、農地等とし ての県土利用が進み、自然植生であるシイ・タブを中心とした植生は社寺林などにわず かに残っている状況にある。

一方、丘陵から山地部においては、多くの部分がスギ及びヒノキを中心とした人工 林となっているが、都市近郊の丘陵部のいわゆる里山を中心にコナラ、アベマキ等を 主体とする二次的植生の森林(二次林)地域も広く見られる。

当地域を含む本県は人工林の割合が多いものの、変化に富んだ林層を基盤として、生物の種構成が比較的多様であり、特に二次林を含む森林では豊かな生態系が保たれている。

また、気候条件や地形・地質などの本県の多様な自然環境を反映し、シデコブシ、シラタマホシクサ等の「東海丘陵要素植物群」と呼ばれる東海地方特有の種も多い。

(2)動物

当地域を含む本県全体では、ほ乳類(海生ほ乳類を含む。)は、県北東部の山地を中心にニホンザル、ニホンジカ、カモシカ等の26科63種の生息が確認されている。

鳥類は、南方系・北方系両方の鳥の分布が見られ、67科393種の観察記録がある。また、伊勢湾、三河湾に所在する干潟、浅海域等がシギ・チドリ類やカモ類の渡りの途中の休憩地あるいは越冬地、伊良湖岬はサシバの渡りの通過点として知られている。

このほか両生類7科20種、は虫類8科16種、淡水産魚類14科50種、昆虫類6,063種、 クモ類約510種、陸・淡水産貝類178種及び内湾産貝類約325種の生息が確認されている。

第2節 人口

平成17年10月1日現在、当地域の人口は3,658千人で、本県人口の約50%を占めており、 平成12年10月1日現在の人口3,565万人から若干増加している。

市町村別に見ると、名古屋市の人口は2,215千人で当地域全体の60%を占めており、続いて豊橋市372千人(10%)、岡崎市364千人(10%)となっている。また、岡崎市、碧南市、安城市では、平成12年と比較して5%を超える人口増加を示している。

当地域の人口密度は2,667人 / k ㎡であり、D I D (人口集中地区)人口は3,208千人、D I D 面積は476.4 k ㎡、D I D 人口密度は6,735人 / k ㎡である。

第3節 産業

1 概要

当地域の就業人口は、平成12年の国勢調査でみると1.852千人であり、産業別では

第1次産業が32千人(1.7%)、第2次産業が620千人(33.5%)、第3次産業が1,185 千人(64.0%)となっている。

純生産額は、平成15年度において136,199億円であり、産業別では第1次産業が425億円(0.3%)、第2次産業が39,153億円(28.7%)、第3次産業が96,621億円(70.9%)となっている。

2 工業

当地域は、輸送用機械器具や一般機械器具製造業を中心とし、さらに古くからの窯業、 繊維産業等の地場産業により、経済産業活動が活発に展開されており、本県の製造品出 荷額等は36兆8,136億円で、昭和52年以来28年連続して全国第1位となっている。

当地域の製造品出荷額等は、平成16年の工業統計調査によれば10兆7,704億円で、県全体に占める割合は28.9%となっている。

市町村別では、名古屋市が3兆4,952億円(32.5%)で、次いで岡崎市が1兆4,029億円(13.0%)、安城市が1兆3,683億円(12.7%)の順となっている。

3 農林水産業

(1)農業

当地域は、木曽川、矢作川等流域の肥沃な農用地と愛知用水、明治用水、豊川用水等の農業用水などを基盤に、稲作、園芸、畜産を中心に多彩な農業生産が行われている。

当地域における平成16年の総農家数は14,175戸、農業就業人口は27,261人、経営耕地面積は12,020haである。また、販売農家数は9,176戸で、専業農家数は3,109戸である。

当地域では温暖な気候と大消費地に近い立地条件を活かして多様な生産が行われており、平成16年の農業産出額は933億円である。作物別では野菜40.8%、畜産21.4%、果実10.4%、花さ10.4%、米10.2%の順となっている。

なお、平成16年の家畜飼養戸数は、乳用牛144戸、肉用牛116戸、豚86戸、採卵鶏 70戸である。

(2)林業

当地域の森林面積は、平成17年度末現在で37,800haで、森林率は約28%である。 また、平成7年度の森林面積に比べ、約98%に減少している。

森林としての生産力は比較的低く、平成17年度の素材生産量は750m³で、県内全体の生産量の1%にとどまっている。

(3)水産業

当地域の漁業は、海面では、碧南市、蒲郡市等において、小型底びき網漁業、船びき網漁業、沖合底びき網漁業が主体に営まれており、内水面では、豊橋市等において、うなぎ養殖業、あゆ養殖業等が営まれている。

平成16年の海面漁業(養殖業を含む)における経営体数は163、生産量は9,769

トン、また、内水面養殖業における経営体数は24、生産量は485トンとなっている。

4 商業

当地域の卸・小売業は、平成16年の商業統計調査によれば商店数52,405店、従業者数444,556人、年間販売額は32兆3,490億円で、平成14年からの伸びをみると商店数6.3%減、従業者数6.2%減、年間販売額3.0%減となっている。

5 サービス・観光業

当地域では、岡崎城、瀬戸蔵ミュージアムなどの史跡や歴史的文化施設、「安城七夕まつり」、「豊橋の鬼まつり」などの特色ある祭、温泉や海水浴場、キャンプ場などの多様な観光資源に恵まれている。名古屋市内には名古屋城を始め熱田神宮、徳川美術館、名古屋港水族館、東山動植物園等の見所も多くある。

第4節 都市環境

1 土地利用

平成16年10月1日現在、当地域の面積は1,372 km²で、県土面積の26.6%を占めている。 地目別の土地利用の状況は森林が379km²と最も多く、次いで宅地が376km²、農用地が205km²となっている。

2 都市計画

当地域では岡崎市の旧額田町の地域を除く全域が都市計画区域に指定されている。

都市計画区域においては、無秩序な市街化(スプロール現象)を防止し、計画的な市 街化を図るために市街化区域及び市街化調整区域により区分されている。

当地域の都市計画区域の面積は、平成18年10月1日現在121,125haであり、このうち市街化区域面積は56,753ha(46.9%)、市街化調整区域面積は64,372ha(53.1%)となっている。

また、市街化区域における用途地域の割合は、住居系地域(第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第 一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)は57.7%、商業系地域(近隣商業地域、 商業地域)は12.1%、工業系地域(準工業地域、工業地域、工業専用地域)は30.2%の 状況となっている。都市計画区域の指定状況は表 6 - 4 - 1 のとおりである。

3 都市施設等

(1)上水道

当地域における平成16年度末の水道普及率は、99.9%(給水人口363万人)で、 県全体の水道普及率99.8%を上回っている。また、水道施設数は、上水道9、簡易 水道及び専用水道116である。

なお、水道の水源は、愛知県水道用水供給事業からの受水が全体の年間取水量の約22%(名古屋市を除くと62%)となっている。

(2)工業用水道

当地域の工業用水需要(淡水補給水)の約7割は、工業用水道に依存している。この工業用水道は、県営の愛知用水、西三河及び東三河の各工業用水道並びに名古屋市工業用水道の4事業であり、その給水区域には当地域9市中7市が含まれている。

表 6 - 4 - 1 市別都市計画用途地域別面積(平成18年10月1日現在)

単位:ha

									用 迨	き 地 均	或 別 ī	面積					
市町村名	都市計画 区域名	行政区域 面積	都市計画 区域面積	市街化 区域面積	第一種 低層 居 明 地 域	第二種 低層住 居専用 地 域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居地域	第 一 種 住 居 地 域	第二種住居地 域	準 住 居 地 域	近 商 業 地 域	商 業地 域	準工業地 域	工 業地 域	工 業 専 用 地 域	市街化調整区域
名古屋市	名古屋	32,645	32,645	30,104	4,997	89	1,002	1,881	7,229	3,042	306	2,506	2,230	3,562	2,612	648	2,541
小牧市	尾張北部	6,282	6,282	2,849	189	0	461	15	820	40	7	127	89	308	587	206	3,433
瀬戸市	瀬戸	11,162	11,162	2,655	578	8	447	0	609	4	30	45	110	580	129	115	8,507
東海市	知多北部	4,336	4,336	2,969	117	0	661	0	478	61	24	81	16	92	175	1,264	1,367
碧南市	衣浦東部	3,586	3,586	2,117	87	0	245	29	501	19	30	111	18	390	25	662	1,469
安城市	(公用米山)	8,601	8,601	2,094	119	0	416	29	563	0	108	113	119	107	329	191	6,507
岡崎市	岡崎	22,697	22,697	5,740	333	0	821	89	1,903	44	120	341	228	934	710	217	16,957
豊橋市	豊橋渥美	26,135	26,135	6,174	665	76	1,066	107	1,240	238	56	356	145	979	403	843	19,961
蒲郡市	宝 飯	5,681	5,681	2,051	50	0	86	0	541	80	0	129	114	733	162	156	3,630
計		121,125	121,125	56,753	7,135	173	5,205	2,150	13,884	3,528	681	3,809	3,069	7,685	5,132	4,302	64,372

(資料)建設部調べ

(3)下水道

当地域の下水道普及率としては、83.9%である。

また、公共下水道の整備状況は平成17年度末現在、名古屋市を始め9市全てで整備中であり、供用を開始している。

当地域の流域下水道は、平成17年度末現在、豊川流域下水道始め5流域下水道全てで整備中であり、供用を開始している。

(4)一般廃棄物処理施設

ア し尿処理施設

し尿処理施設は、平成16年度末現在、6市3一部事務組合によって10施設(処理 能力1,521kl/日)が整備されている。

また、コミニュティ・プラントは、1市によって3施設(790m³/日)が整備されている。

イ ごみ処理設

ごみ処理施設は、平成16年度末現在、6市3一部事務組合によって16施設(処理能力5,494t/日)が整備され、2施設(910t/日)が建設中である。

粗大ごみ処理施設は、3市3一部事務組合によって7施設(処理能力663t/日)が整備されている。

再生利用施設は7市1事務組合によって13施設(処理能力389t/日)が整備されている。

ウ 最終処分場

最終処分場は、平成16年度末現在、7市2一部事務組合によって22施設が整備されている。残余容量は、1,782千m³であり、1施設が建設中である。

(5)産業廃棄物処理施設

当地域には、平成16年度末現在、産業廃棄物処理施設が463施設あり、その内訳は最終処分場が47施設、中間処理施設が416施設となっている。中間処理施設のうち最も多いものは汚泥の脱水施設で206施設(処理能力24,894m³/日)、次いで木くず又はがれき類の破砕施設が94施設(処理能力37,297t/日)となっている。

最終処分場は、遮断型が 1 施設、安定型が19施設、管理型が27施設で、公表されている残余容量は平成16年度末現在で5,714.8千m³である。

(6)公園緑地等

ア 都市公園

当地域の都市公園は、平成17年度末現在、2,276か所(面積2,682.73ha)設置されており、地域住民1人当たりの公園面積は約7.35 m²で、全国平均(平成17年度末)9.1m²/人に比べてやや低くなっている。

イ 港湾緑地

港湾緑地は、平成17年度末現在名古屋港において内港、南部、西部の3地区約257ha、衣浦港において6か所約24ha、三河港10か所約51haが整備されている。

(7) 文教施設

平成18年5月1日現在の文教施設は、2,214施設あり、その内訳は幼稚園531園、小学校985校、中学校439校、高等学校233校、特殊教育諸学校31校で、総幼児・児童・生徒数は、942,817人である。

(8)社会福祉施設

平成18年4月現在の社会福祉施設は、児童福祉施設(保育所、児童厚生施設、児童 養護施設等)812施設、老人福祉施設(老人デイサービスセンター、特別養護老人ホー ム等)680施設、知的障害者施設(知的障害者授産施設等)106施設、身体障害者施設 (身体障害者授産施設等)41施設、その他の施設11の計1,650施設となっている。

4 交通運輸

(1)道路

当地域の道路網は、自動車専用道路として東名、名神、中央、東海北陸、伊勢湾岸、東名阪、東海環状並びに名古屋都市高速道路等を始めとし、一般国道として1号、19号、22号、23号、41号等や主要地方道が骨格となり、これらを補完する一般県道及び市町村道により構成されている。

(2)空港

県営名古屋空港は、豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市にまたがって位置し、 小型航空機の拠点空港として、コミューター航空やビジネス機などに使用される とともに、隣接する自衛隊小牧基地の航空機等にも使用されている。

(3)鉄道

当地域の鉄道網は、東海旅客鉄道(株)(JR東海)の東海道新幹線を軸に、同社の東海道本線・中央本線・関西本線、名古屋鉄道(株)(名鉄)の名古屋本線・常滑線・津島線・犬山線・瀬戸線・豊田線、近畿日本鉄道(株)の名古屋線及び名古屋臨海高速鉄道(株)の西名古屋港線等が名古屋駅を中心として放射線状に形成されている。さらに、愛知高速交通(株)の東部丘陵線、愛知環状鉄道(株)の愛知環状鉄道線及び(株)東海交通事業の城北線が環状路線の一部として形成されている。

また、名古屋市内には地下鉄網が放射状かつ環状に形成され、上飯田線は名鉄小牧線と相互直通運行されている。

一方、東三河の拠点である豊橋駅からは、JR東海の飯田線、豊橋鉄道(株) の渥美線・東田本線(路面電車)が放射状に形成されている。

(4)港湾

当地域には、特定重要港湾の名古屋港、重要港湾の衣浦港及び三河港、その他に地方港湾がある。

名古屋港は、伊勢湾の最奥部に位置し、スーパー中枢港湾として国際競争力の 強化に努め、ものづくり中部を物流で支えるとともに、我が国の持続的な発展に 貢献している。また、水際線の開放など人々に快適で潤いのある環境を創出する とともに、自然環境の保全や回復及び地域環境の改善にも配慮している。

衣浦港は、三河湾の北奥部に位置し、工業集積度が高い西三河や知多を中心と する地域の流通拠点として地域経済の発展に寄与している。

三河港は、三河湾の東部に位置し、旧工業整備特別地域である東三河及びその周辺の地域の流通拠点として整備が進められている。自動車の輸入においては、台数・金額ともに13年連続日本一の実績を有し、輸出においても金額で日本一となっており、世界でもトップクラスの自動車港湾である。